

お知らせ

令和4年5月から一般管理費等率を改定します

「土地改良工事積算基準（土木工事）令和3年度」及び「土地改良工事積算基準（施設機械）令和3年度」に定める一般管理費等率を令和4年5月1日以降に公告する工事から改定します。

土地改良工事積算基準（土木工事） 一般管理費等率 一部抜粋

※「土木工事」及び「施設機械」の鋼橋製作架設工事及び電気通信設備製作据付工事が対象。

現 行

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(X_p) + 59.4977$	7.47%

改 定

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(X_p) + 56.92101$	9.74%

X_p : 工事原価 (円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

土地改良工事積算基準（施設機械） 標準一般管理費等率 一部抜粋

※「施設機械」の施設機械設備の製作据付工事が対象。

現 行

対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
標準一般管理費等率	27.00%	$-2.9648 \times \text{LOG}(C_1) + 46.862$	18.76%

改 定

対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
標準一般管理費等率	26.17%	$-1.4357 \times \text{LOG}(C_1) + 35.789$	22.18%

C_1 : 対象額 (円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合



【問合せ先】

農林部 農村整備課 技術管理担当

TEL : 048-830-4348